

公文書非公開決定通知書

保食第 1080 号
平成25年12月17日

様

実施機関 福岡市長 高島 宗一郎



平成25年12月6日の公文書の公開請求については、福岡市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

公開請求に係る 公文書の名称又は内容	株式会社S I I I S（本店所在地 福岡市博多区博多駅東1-17-1）の食肉販売業許可申請に関するすべての書類
公文書を 公開しない理由	福岡市情報公開条例 第7条第1号 第10条第1項 に該当 公開請求に係る公文書を保有していない (理由) 当該法人による食肉販売業の営業許可申請が無い

福岡市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を公開することができる時期（明記することができる時のみ記入）	年 月 日 〔ただし、当該公文書の公開を希望される場合は、同日以後改めて公開請求が必要となります。〕
--	---

事務担当課	保健福祉 局・区・室 生活衛生部 食品安全推進課 電話（092-711-4277） 内線（2258,2259）
-------	--

※ この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。ただし、この決定に対して異議申し立てを行った場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。